

○瀬戸市特定地区自然環境調査委員会規則

平成24年9月28日

瀬戸市規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例（平成24年瀬戸市条例第21号）第20条第5項の規定に基づき、瀬戸市特定地区自然環境調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第2条 委員の任期の途中において委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。